

施設の修繕等の実施及び費用負担区分

【実施区分】

区分	項目	内容	市	指 定 管理者	実施区分の考え方
建 物	改築又は大規模修繕、 資本的支出及び一件当 たり見積額 100 万円以 上の修繕	駆体、 基礎軸組、 鉄骨部分等 の取替	○		建築基準法施行令第 1 条に規定する「構造耐力上必要な部分」については、所有者である市が管理すべきものであるため、必要に応じて市が行う。
	一件当たり見積額 100 万円未満の修繕			○	本来の効用維持年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
構 築 物	改築又は大規模修繕、 資本的支出となる修繕 及び一件当たり見積額 100 万円以上の修繕		○		所有者である市が管理すべきものであるため、必要に応じて市が行う。
	一件当たり見積額 100 万円未満の修繕			○	本来の効用維持年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
機 械	資本的支出となる修繕 及び一件当たり見積額 100 万円以上の修繕		○		所有者である市が管理すべきものであるため、必要に応じて市が行う。
	一件当たり見積額 100 万円未満の修繕			○	本来の効用維持年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
工 具 器 具 備 品	市有備品の更新、購入		○		原則市とする。ただし、指定管理者が指定管理料により購入する備品の所有権は市に帰属する。
	消耗品の購入			○	管理運営上必要な消耗品の購入については、指定管理者が実施する。
	資本的支出となる修繕 及び一件当たり見積額 100 万円以上の修繕		○		所有者である市が管理すべきものであるため、必要に応じて市が行う。
	上記以外の修繕、補充			○	本来の効用維持年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
上記中、資本的支出のうち用途変更に係るいわゆる「模様替え」等について			○	協議	原則市とする。ただし、機能等向上などの点について指定管理者から提案を受けたとき、又は、指定管理者の提案を受けるときなどについては、負担等を含め市及び指定管理者の協議による。

- 1) 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小破修繕：一件当たり見積額 100 万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、指定管理者が実施し、それ以外は市が実施する。ただし、緊急を要する場合や、指定管理者が自ら提案し経費を負担するなど特別な理由がある場合は、市及び指定管理者で協議の上決定する。
- 2) 指定管理者は、建物及び構築物の修繕、機械装置の修繕等に当たっては、原則としてあらかじめ市と協議し、承認を受けなければならない。
- 3) 工事に伴う成果物の所有権は、原則として市に帰属する。成果物を指定管理者の所有とする場合には、あらかじめ市及び指定管理者で協議して定めるものとする。

【費用負担区分】

原則として上記の実施区分と同様とし、市及び指定管理者それぞれが費用を負担する。ただし、天災や感染症、その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、市及び指定管理者で協議する。